

防犯の取組

留意点	<p>① 全国では、不審者による被害が相次いでいる。</p> <p>② このため、保護者・地域人材と連携した子どもたちの見守り活動（スクールガード活動）や、不審者侵入防止対策、防犯教育の充実が必要である。</p>
地域ぐるみの学校安全体制の確立	<p>ポイント1 スクールガード活動の活性化を図り、地域ぐるみの安全体制を確立する。</p> <ul style="list-style-type: none"> □学校、保護者、地域（防犯団体等）の連携を密接にし、見守りやパトロールに取り組むスクールガード活動を活性化し、「児童等を一人にしない」対策を講じる。 □近隣の学校や警察と、不審者情報等を共有するとともに、児童等及び保護者への注意喚起を常に行う。 □地元警察署が発信する「警察署メールマガジン」や、県警Webページの「山口県地域別犯罪発生地図（安全マップ）」も活用する。 □スクールガードと児童等の対面式・交流会等の開催など、交流機会を増やす。 □市町教育委員会の指導のもと、小・中学校が連携し、生徒指導連絡会議等の既存の会議を活用し、学校とスクールガードとの連絡会議を開催する。その際、校区内の県立学校等も参加し、連携を深める。 □連絡会議に出席する関係者が、安全マップを作成し、共有する。 <p>ポイント2 万一に備え、緊急連絡体制を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> □「学校等に対する緊急通報システム」等による、緊急事案発生時の連絡や支援要請のために、携帯メール等による情報配信システムを整備する。 □緊急時の学校の登下校対応について保護者、地域に周知する。 <p>ポイント3 学校、保護者、地域が連携し、通学路の安全点検を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> □毎年、定期的に安全点検を実施し、「安全マップ」を見直す。 □危険箇所については、児童等、保護者に情報提供する。 □児童等から通学路の状況について、随時報告を受ける。
不審者侵入防止体制の確立	<p>ポイント4 不審者侵入防止体制を確立するとともに、定期的に安全管理体制を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> □使用しない校門等は施錠する。 □校地内に入るための出入り口を可能な限り限定し、管理可能な状態にする。 □児童等が使用する通用門を、登校時以外は閉めておくなどの対応をする。 □校地内外の樹木の伐採等を行い、不審者が侵入して隠れやすい死角を排除するなど、校地内の見通しを確保する。 □教職員の定期的な校内巡視や、必要に応じ、校外巡視にも取り組む。 □防犯対策として、夜間や休業日の施錠を徹底する。特に、部室等の施錠、貴重品の管理にも配慮する。 □可能であれば、防犯監視システム（防犯カメラ、センサー、インターホン等）を整備し、不審者侵入抑止体制を強化する。 □休業日の学校開放等においても、児童等の安全確保、安全管理に十分に努める。特に、校地及び校舎の出入口を限定するなど、安全管理に配慮する。 □防犯器具の設置場所や取扱方法等について、防犯訓練や研修会で確認し、緊急時に対応できるようにする。

ポイント5

来訪者への対応を明確にする。

- 出入り口に、「関係者以外の立入りを禁止します」「用事のある方は事務室受付へお越しください」などを表示する。
- 受付がわかるように案内を表示する。
- 受付で受付名簿への記入、来校者証、名札等を配付し、着けるよう依頼する。

ポイント6

警察への通報体制を確立する。

- 不審者を発見した場合は、即座に110番通報する。(所轄署への連絡では、パトカーの配備など警察の緊急対応が遅れる)
- 警察への通報基準を明確にしておく。

- 児童等や教職員に危険が感じられる場合
- 威圧行為を繰り返したり、脅迫している場合
- 窃盗行為をしようとしている
- 覚醒剤やシンナーなどの薬物を使用している場合
- 火災発生の原因となる行為をした場合
- 不審者が強引に児童等との接触を求めた場合
- 児童等に破廉恥行為を強要している場合 など

防
犯
教
育
の
充
実

ポイント7

警察や保護者等と連携し、防犯避難訓練や教室に計画的に取り組む。

- すべての児童等が、防犯の基礎である「いかのおすし」(行かない・乗らない・大声で叫ぶ・すぐ逃げる・知らせる)を身に付ける。
- 児童等が危険を予測し回避できるよう、防犯に関する危険予測学習(KYT)を活用する。

ポイント8

「安全マップ」の作成を通して、危険予測・回避能力を育てる。

- 安全教育の一環として、総合的な学習の時間や特別活動を活用して、安全マップづくりに取り組む。
- 作成方法は、小グループや保護者と一緒に、直接、現場を見て、地域の方から取材するなどして、危険箇所を把握する。
- 「暗くてさびしい道」「空き地で危険。人気がない」「大きな車に注意」などの把握した情報は、実際の地図やイラスト(略図)として書き込む。
- 「交番」や「子ども110番の家」など、安全を確保できる場所も明示する。
- 危険箇所は、地形、時間帯、天候等の多面的な角度から安全点検を実施する。

ポイント9

防犯指導を充実する。

- できるだけ日没前に帰宅し、日没後は一人で外出しないように指導を徹底する。外出が必要な場合は、可能な限り送迎するよう保護者へ依頼する。
- 特に、部活動等で帰宅が遅くなる児童等については、単独行動を避け複数で行動することや、防犯ブザー及び懐中電灯等の携行について指導を徹底する。
- 保護者にも、児童等の通学路や安全について、家庭で十分話し合うよう依頼する。

不審者侵入への対応

